

詳しくは、Web で。

山梨 移住支援金

検索



# 東京圏から山梨県への 移住をご検討中の 皆さま！ 移住支援金制度を ご存じですか？

単身

60万円

世帯

100万円

子育て世帯加算

18歳未満の世帯員  
一人につき最大  
※100万円

◎移住支援金制度実施市町村：昭和町を除く市町村

◎子育て世帯加算実施市町村：上野原市を除く市町村

※子育て世帯加算の金額については、移住先市町村によって金額が異なる場合があります。

◆市町村毎に独自の年齢要件や金額を定めている場合があります。

◆条件や予算の状況など、必ず事前に転入予定の市町村移住相談窓口にご相談ください。

## 移住元要件

移住先市町村に5年以上居住する意思のある方で、次の【ア】【イ】のいずれにも該当する方

【ア】 東京 23 区に在住 又は 東京圏（埼玉、千葉、東京都、神奈川）のうちの条件不利地域以外に在住し、東京 23 区へ通勤していたこと。

【イ】 アの期間が、移住する直前の 10 年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上であること。

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

## 移住後要件

①から④のいずれかの要件を満たすこと

①県マッチングサイトの掲載求人に就職

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。

②やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けている場合。

③移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。（対象については就業先の企業にご確認をお願いします。）

移住・就業等から1年以内  
に移住先市町村に申請

※一部の市町村では移住・就業から3ヶ月経過後に申請を受付しています。

移住先市町村から  
移住支援金を支給